

入札公告

物品調達等及び委託役務

次のとおり、条件付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により公告する。

この入札公告に定めるもののほか、入札に関して必要な事項は、東広島市物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項及び同細則による。

令和2年4月23日

東広島市長 高垣 廣徳

1 入札に付する事項

(1) 物品・委託役務の名称	東広島市地域強靱化計画策定業務
(2) 物品・委託役務管理番号	13020007
(3) 物品委託役務内容	災害等に強く安心して暮らすことができるまちづくりを目指した東広島市地域強靱化計画を策定するもの。
(4) 納入・履行期間	契約締結日の翌日から令和3年2月19日まで
(5) 納入・履行（就業）場所	東広島市内一円
(6) 予定価格	非公表
(7) 最低制限価格	なし
(8) 入札方式	一般競争入札
(9) 入札区分	紙入札
(10) 使用する契約約款	業務委託契約約款（成果物の製造）
(11) 契約種別	総価契約
(12) 収入印紙	要

2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる要件を全て満たしていること。

ア	平成29年1月1日～平成32年12月31日までの東広島市物品役務等競争入札参加資格として次の入札参加資格認定区分の認定を受けている者	調査・計画＞各種行政計画・調査等
イ	法令等による登録等	問わないものとする。
ウ	技術者	問わないものとする。
エ	営業所等所在地 ※本店とは、法人にあっては登記されている本店とし、個人事業者にあっては営業活動の本拠を置いている場所とする。 ※営業所とは、法人においてその所在する市（町）の法人市（町）民税の申告のある営業所とする。	広島県内に本店または営業所を有する者。
オ	会社の履行実績	問わないものとする。
カ	その他	令和元年8月26日付け「東広島市物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項」の2（1）のいずれにも該当しないこと。

3 その他の入札条件

なし

4 日程等

手続き等	期間・期日等	場所・留意事項
ア 公告日	令和2年4月23日	東広島市ホームページに掲載及び東広島市総務部契約課（契約担当課）で閲覧に供する。 閲覧場所は「6 問い合わせ先（契約担当課）」に記載のとおり。
イ 仕様書及び見本等閲覧期間	令和2年4月23日～ 令和2年5月19日	東広島市ホームページに掲載及び契約担当課で閲覧に供する。 見本等の有無：無
ウ 同等品確認期間（物品の買入れ及び借入れに限る）		同等品で応札する場合は、同等品規格確認票（東広島市物品調達等及び委託役務競争契約入札心得（平成21年東広島市告示第83号。以下「入札心得」という。）別記様式第2号（第4条関係）により発注担当課へ持参またはファックスすること。ファックスする場合は、その旨を発注担当課へ事前に電話連絡すること。 なお、同等品確認に対する認定のない同等品での応札は認めない。同等品規格確認票の提出先は、「オ 質問書提出期間」に記載の発注担当課とする。
エ 同等品確認回答閲覧期間		東広島市ホームページに掲載及び発注担当課で閲覧に供する。
オ 質問書提出期間	令和2年4月23日～ 令和2年5月1日 (午前8時30分～午後5時15分)	質問書は、本市所定の様式（東広島市物品調達等及び委託役務競争入札心得（平成21年東広島市告示第83号）別記様式第1号（第4条関係））により発注担当課へ持参またはファックスすること。ファックスする場合は、その旨を発注担当課へ事前に電話連絡すること。 総務部 危機管理課（発注担当課） 東広島市西条栄町8番29号（本庁本館3階） 電話番号 082-420-0400 /ファックス番号 082-422-4021 質問書提出期間終了後の質問は受け付けない。 質問書の様式は東広島市ホームページからダウンロードできる。
カ 回答書閲覧期間	令和2年5月11日～ 令和2年5月19日	東広島市ホームページに掲載及び発注担当課で閲覧に供する。
キ 入札期間	令和2年5月15日～ 令和2年5月18日 (午前9時00分～午後5時00分)	入札場所 東広島市総務部契約課（契約担当課） 東広島市西条栄町8番29号（本庁本館4階） 入札書は入札期間内に総務部契約課に持参して入札箱に投入すること。 初度の入札書は、入札の権限を有している者が記名押印し、使用印鑑として本市に届け出ている印鑑を押印すること。（ただし、入札書に記載した日付以前に作成された委任状の同封・提出がある場合を除く。） 特別の事由により郵便により入札書を提出しようとする者は、東広島市物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項細則に定めるところによるものであること。
ク 開札日時	令和2年5月19日 午前11時20分	開札場所 入札室（東広島市西条栄町8番29号 本庁本館4階） 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札がないときは、開札日の翌日以降に再度の入札（1回目）を実施するものとする。再度の入札（1回目）は、開札の立ち会いの有無に関わらず初度の入札参加者全員が参加できるものとする。 再度の入札（1回目）を実施する日時、場所等の詳細は初度の入札に参加した者に対してファックスにより通知を行う。 再度の入札（1回目）の結果、予定価格の制限の範囲内での入札がなかったときは、直ちに入札会場で再度の入札（2回目）を行う。 再度の入札は、2回目まで行う。

5 資格要件確認資料の提出

本案件は、入札に参加する者に必要な資格を確認するために必要な資料（以下「資格要件確認資料」という。）の提出を求めない。

(1) 提出書類

書類の区分	提出書類 (○印)	備考
ア 入札参加資格確認申請書		様式は、東広島市ホームページからダウンロードできる。
イ 入札参加資格要件総括表		
ウ 誓約書		
エ 配置予定技術者届出書		
オ 履行実績確認表		
カ 履行実績証明書（物品・委託役務）		
キ 法令等による登録等を確認するための資料		
ク その他		

(2) 提出部数は、1部とし、提出した資格要件確認資料は、返却しない。

(3) 提出期限

(4) 提出先 「6 問い合わせ先（契約担当課）」のとおり。

(5) その他

入札参加者は、資格要件確認資料を指定された提出期限までに提出できるよう事前に準備しておくこと。

資格要件確認資料の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

資格要件の審査のために必要があると認めるときは、期限を定めて資格要件確認資料の補正や追加資料の提出を求めることがある。

資格要件確認資料に虚偽の記載をした者に対しては、指名除外措置を行うことがある。

6 問い合わせ先（契約担当課）

総務部契約課 物品役務係
東広島市西条栄町8番29号（本庁本館4階）
電話番号 082-420-0930
ファックス番号 082-431-0077

東広島市地域強靱化計画策定業務仕様書

1 業務名

東広島市地域強靱化計画策定業務

2 業務の目的

国においては、東日本大震災の教訓を踏まえ、平成 25 年 12 月 11 日に国土強靱化基本法（強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法）が公布・施行され、大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりに向けて、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進することが定められた。

また、この法律に基づき、平成 26 年 6 月に「国土強靱化基本計画」（以下「基本計画」という。）が策定され、大規模自然災害等に備えた強靱な国づくりが進められている。

東広島市においても、国及び広島県国土強靱化地域計画を踏まえ、東広島市域内及び周辺地域において、今後想定される巨大地震や豪雨等の大規模自然災害が発生した場合に致命的となる事態に備えし、その事態に対する地域や社会システム等の脆弱性を検討した上で、最悪の事態をもたらさないための事前の備えとしての取組みの方向性や内容を取りまとめ、災害等に強く安心して暮らすことができるまちづくりを目指した東広島市地域強靱化計画を策定するものとする。

3 履行場所

東広島市内一円

4 履行期間

契約締結日の翌日から令和 3 年 2 月 19 日まで

5 計画の位置付け

東広島市地域強靱化計画は、東広島市の国土強靱化における様々な分野の計画等の指針となるものであり、いわゆる「アンブレラ計画」としての性格を有するものとし、本計画が手引きとなり、本市の各種計画等について、国土強靱化の観点から必要な施策を具体化し推進していくためのものとする。

計画策定に際しては、東広島市総合計画及び東広島市まち・ひと・しごと創生総合戦略との密接な連携・整合に留意するとともに、策定後の推進に当たっては、本計画を踏まえ、地域防災計画、業務継続計画及び各種関連計画等を適切に見直していく必要がある。

本計画は、強靱化についての各種事業の重点化・優先順位付けを「対外的」に明らかにすることにより、外部からの協力等も得られやすく、より効果的かつ円滑にそれらの諸事業を進めていくことを目指すものとする。

6 業務の内容

(1) 基礎資料の収集・整理

本市における大規模自然災害等に係る現状と想定されている災害等の状況を踏まえた本市の対応施策・事業を把握するためのデータを収集する。

また、収集したデータと発注者が提供するデータを整理し、数値等の根拠資料となるものは、提出すること。

なお、市が提供するデータは、市の各種計画やハザードマップ等である。

(2) 地域を強靱化する上での目標設定

本市域における強靱化を推進する上での目標を設定する。目標は、原則として、国土強靱化地域計画策定ガイドラインを踏まえ、基本計画における「基本目標」及び「事前に備えるべき目標」に即し、本市の自然・社会状況や災害の切迫性等に応じて必要な目標を設定する。

(3) 計画期間の設定

広島県国土強靱化地域計画との整合に留意し、東広島市総合計画及び東広島市まち・ひと・しごと創生総合戦略の期間を勘案の上、計画期間を設定する。

(4) リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）と強靱化施策分野の設定

本市の地域状況等を踏まえつつ、リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）を設定するとともに、最悪の事態を回避すべく、施策分野を設定する。

ア 自然災害の想定

自然災害の想定としては、本市に最も影響を及ぼすと思われる大規模自然災害全般を対象とする。

イ リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）の設定

基本計画の45の「起きてはならない最悪の事態」を参考にしつつ、維持・早期回復が必要な重要機能を念頭に置きながら、上記アで想定したリスク（自然災害）及び地理的・地形的特性、気候的特性、社会経済的特性等の地域の特性を踏まえて、本市における「起きてはならない最悪の事態」を設定する。

ウ 施策分野の設定

基本計画の施策分野（12の個別施策分野と5の横断的分野）を参考とし、上記イで設定したリスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）を回避するために必要な施策を念頭に置きつつ、本市の状況に応じて施策分野を設定する。

(5) 脆弱性の分析・評価（プログラムごとの脆弱性の評価）、課題の検討

各プログラム（「起きてはならない最悪の事態」を回避するための様々な施策群）及び施策分野について、必要となる国土強靱化施策を検討するため、上記(2)「地域を強靱化する上での目標設定」、上記(4)「リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）と強靱化施策分野の設定」に基づき、脆弱性の分析・評価を行う。

当該分析・評価に係る一貫性、効率性を確保する観点から、リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）と強靱化施策分野の個別施策分野を軸としたマトリクスによる分析・評価を作成し、プログラムごとの脆弱性の評価結果を取りまとめる。なお、

評価に当たっては、以下で作成する「各プログラム推進方針（案）」に記載するK P I（重要業績指標）の現状値を参考にする。

(6) リスクへの対応方策（各プログラム推進方針（案））の検討

上記(5)の脆弱性の評価結果に基づき、各プログラム及び施策分野について今後必要となる施策を検討し、推進方針として整理する。

各プログラム及び施策分野について今後必要となる施策を検討するに当たっては、上記(4)で設定した各リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）が発生する要因を想定した上で、各要因を取り除くための施策を検討する。

(7) 各プログラム推進方針（案）について重点化、優先順位付け

上記(2)で設定した目標ごとに、各プログラム推進方針（案）を作成するとともに、本市が直面するリスクを踏まえて、事態が回避されなかった場合の影響の大きさ又は重要性、緊急度等を考慮して、施策の重点化・優先順位付けを行う。なお、個別の施策又は事業について重点化・優先順位付けを行うに当たっては、影響の大きさ又は重要性、緊急度等を考慮する。

(8) 重要業績指標（K P I）の設定

各プログラムの達成度や進捗状況を可能な限り定量的に把握できるよう、プログラムごとに重要業績指標（K P I）を設定する。

(9) パブリックコメント実施への支援

計画素案について本市が行うパブリックコメントの実施を支援し、発注者と協議の上結果を素案に反映させる修正を行う。

なお、実施時期については、東広島市地域強靱化計画審議会で決定する。

(10) 計画素案、概要版等の作成及び補正作業

上記(2)～(9)の業務結果をもとに、東広島市地域強靱化計画素案及び計画案を作成する。

計画内容について、検討会議の意見や上記(9)で聴取した意見等に対し、発注者と協議の上計画案の補正作業を行うものとする。また、計画の概要版（4頁程度、ワードデータ）についても作成する。

(11) 東広島市地域強靱化計画審議会の運営支援

東広島市地域強靱化計画審議会の会議（3回程度を想定）において円滑な会議運営を行うため、資料や議事録等の作成支援を行う。なお、会議へは必要に応じオブザーバーとして出席する。

7 成果品

(1) 本業務の成果品は次のとおりとする。

- ・上記業務に係るデータ一式 電子媒体 1部
- ・計画書 A4判、50頁程度、データ及び出力紙 1部（冊子タイプ）
- ・概要版 A4判、4頁程度、データ及び出力紙 1部

(2) 納品場所

東広島市総務部危機管理課

8 守秘義務

受注者は業務上知り得た事項を第三者に漏らしてはならない。また、発注者が提供した資料についても、漏洩はもとより紛失、公開等をしてはならない。このことについては、業務契約終了後も同様とする。

9 疑義

本業務履行期間中に疑義が生じた場合はその都度、発注者と受注者は協議し、発注者の指示に従うこと。なお、仕様書に明示していない事項であっても、当然必要と認められる事項については、受注者の責任において誠意をもって実施するものとする。

10 その他

- (1) 受注者は、受注する業務が行政サービスであることを十分認識し、法令・条例等を遵守し、業務を誠実に遂行しなければならない。
- (2) 委託料については、委託業務完了に伴う完了検査に合格した後、請求書に基づき一括して支払う。
- (3) 新型コロナウイルス感染症対策として、発注者との協議は、できる限りメール・Web会議で行うものとする。

本市が所有するWeb会議の環境は、端末7台とOffice365Teamsライセンスです。当該環境（端末、ソフト）以外での実施を希望される場合には、あらかじめ相談してください。

端末7台は全市で共用しているため、全てを確保できない場合があります。

なお、端末を受託事業者へ貸し出すことはできません。

- (4) 本仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者が協議の上決定するものとする。

11 問い合わせ先（発注担当課）

東広島市総務部 危機管理課 防災対策係

電話 (082) 420-0400

FAX (082) 422-4021